

## 宮崎県農政水産部が適用する積算基準の一部改定について

令和6年4月1日

宮崎県農政水産部が発注する工事の積算に用いる積算基準について、下記のとおり一部改定することとしましたのでお知らせします。

### 記

- 1 改定図書  
土地改良工事標準歩掛(土木工事) 宮崎県農政水産部 令和5年10月
- 2 改定箇所  
現場管理費率を改定  
詳細については、別紙「新旧対照表」を参照のこと
- 3 対象となる工事  
農政水産部が発注する「土木工事」のうち、単価期適用年月が「令和6年4月」以降のもの
- 4 図書の閲覧について  
総務課県民情報センターで閲覧可能となっております。
- 5 問合せ先  
宮崎県農政水産部  
農村振興局農村計画課 技術管理担当 TEL:0985-26-7165

○ 土地改良事業等請負工事積算基準（平成5年2月22日5構改D第49号農林水産省構造改善局長通知）一部改正新旧対照表

（下線部は改正部分）

改正後					現行						
別紙 土地改良事業等請負工事積算基準 第1～第10 [略] 別表1 [略]					別紙 土地改良事業等請負工事積算基準 第1～第10 [略] 別表1 [略]						
別表2 現場管理費率 (1)-a					別表2 現場管理費率 (1)-a						
工種区分	対象金額	300万円以下	300万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの	工種区分	対象金額	300万円以下	300万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。		適用区分	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。
			a	b				a	b		
ほ場整備工事		<u>43.14%</u>	<u>227.2</u>	<u>-0.1114</u>	<u>22.58%</u>	ほ場整備工事		<u>42.87%</u>	<u>244.0</u>	<u>-0.1166</u>	<u>21.78%</u>
農用地造成工事		<u>32.15%</u>	<u>53.3</u>	<u>-0.0339</u>	<u>26.40%</u>	農用地造成工事		<u>31.97%</u>	<u>56.6</u>	<u>-0.0383</u>	<u>25.59%</u>
水路トンネル工事		<u>34.52%</u>	<u>72.0</u>	<u>-0.0493</u>	<u>25.92%</u>	水路トンネル工事		<u>34.24%</u>	<u>78.7</u>	<u>-0.0558</u>	<u>24.76%</u>
水路工事		<u>45.55%</u>	<u>545.7</u>	<u>-0.1665</u>	<u>17.32%</u>	水路工事		<u>45.31%</u>	<u>582.2</u>	<u>-0.1712</u>	<u>16.76%</u>
排水路工事		<u>32.47%</u>	<u>106.1</u>	<u>-0.0794</u>	<u>20.47%</u>	排水路工事		<u>32.28%</u>	<u>112.8</u>	<u>-0.0839</u>	<u>19.82%</u>
管水路工事		<u>29.27%</u>	<u>79.5</u>	<u>-0.0670</u>	<u>19.83%</u>	管水路工事		<u>29.07%</u>	<u>84.7</u>	<u>-0.0717</u>	<u>19.17%</u>
畑かん施設工事		<u>34.53%</u>	<u>154.8</u>	<u>-0.1006</u>	<u>19.25%</u>	畑かん施設工事		<u>34.22%</u>	<u>169.3</u>	<u>-0.1072</u>	<u>18.36%</u>
コンクリート補修工事		<u>37.49%</u>	<u>173.7</u>	<u>-0.1028</u>	<u>20.63%</u>	コンクリート補修工事		<u>37.15%</u>	<u>192.2</u>	<u>-0.1102</u>	<u>19.59%</u>
ため池工事		<u>42.81%</u>	<u>171.1</u>	<u>-0.0929</u>	<u>24.95%</u>	ため池工事		<u>42.57%</u>	<u>181.7</u>	<u>-0.0973</u>	<u>24.19%</u>
その他土木工事(1)		<u>40.09%</u>	<u>201.9</u>	<u>-0.1084</u>	<u>21.36%</u>	その他土木工事(1)		<u>39.81%</u>	<u>217.0</u>	<u>-0.1137</u>	<u>20.57%</u>
その他土木工事(2)		<u>36.71%</u>	<u>99.7</u>	<u>-0.0670</u>	<u>24.87%</u>	その他土木工事(2)		<u>36.51%</u>	<u>107.0</u>	<u>-0.0721</u>	<u>24.02%</u>
(1)-b					(1)-b						
工種区分	対象金額	700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの	工種区分	対象金額	700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。		適用区分	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。
			a	b				a	b		
河川工事		<u>44.05%</u>	<u>1118.2</u>	<u>-0.2052</u>	<u>15.91%</u>	河川工事		<u>43.43%</u>	<u>1,276.7</u>	<u>-0.2145</u>	<u>14.98%</u>
海岸工事		<u>28.11%</u>	<u>100.3</u>	<u>-0.0807</u>	<u>18.84%</u>	海岸工事		<u>27.79%</u>	<u>113.9</u>	<u>-0.0895</u>	<u>17.82%</u>
道路改良工事		<u>34.09%</u>	<u>76.4</u>	<u>-0.0512</u>	<u>26.44%</u>	道路改良工事		<u>33.69%</u>	<u>87.0</u>	<u>-0.0602</u>	<u>24.99%</u>
舗装工事		<u>40.83%</u>	<u>598.0</u>	<u>-0.1703</u>	<u>17.54%</u>	舗装工事		<u>40.38%</u>	<u>668.7</u>	<u>-0.1781</u>	<u>16.69%</u>
管更生工事		<u>35.56%</u>	<u>178.6</u>	<u>-0.1024</u>	<u>21.39%</u>	管更生工事		<u>35.05%</u>	<u>204.8</u>	<u>-0.1120</u>	<u>20.11%</u>
(1)-c					(1)-c						
工種区分	対象金額	700万円以下	700万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの	工種区分	対象金額	700万円以下	700万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。		適用区分	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。
			a	b				a	b		
干拓工事		<u>25.14%</u>	<u>129.7</u>	<u>-0.1041</u>	<u>13.95%</u>	干拓工事		<u>24.97%</u>	<u>141.8</u>	<u>-0.1102</u>	<u>13.39%</u>

(1)-d

工種区分	対象金額	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの	
	適用区分	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。	
		a	b		
フィルダム工事	3億円以下	34.59%	154.9	-0.0768	27.87%
コンクリートダム工事	3億円以下	31.19%	35.0	-0.0059	30.68%

(1)-d

工種区分	対象金額	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの	
	適用区分	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。	
		a	b		
フィルダム工事	3億円以下	33.56%	184.8	-0.0874	26.24%
コンクリートダム工事	3億円以下	30.41%	41.0	-0.0153	29.13%

(2) [略]

別表3 現場管理費率の補正

適用条件			補正 係数	適用 優先
施工地域区分	工種区分	対象		
一般交通影響有り (1)-1	[略]	[略]	[略]	[略]
一般交通影響有り (2)-1	[略]	[略]		
市街地 (DID補正) (1)-1	[略]	[略]		
一般交通影響有り (1)-2	[略]	[略]	[略]	[略]
一般交通影響有り (2)-2	[略]	[略]	[略]	[略]
市街地 (DID補正) (1)-2	[略]	[略]	[略]	[略]
山間僻地及び離島	[略]	[略]	[略]	[略]
中山間地域	[略]	[略]	1.1	[略]

※ [略]

別表4～別表6 [略]

〈注意〉  
 ・令和6年4月1日から適用する一部改定内容は『別表2 現場管理費率』のみ。  
 ※その他(別表3 現場管理費率の補正など)は、令和6年10月1日から適用予定。

(2) [略]

別表3 現場管理費率の補正

適用条件			補正 係数	適用 優先
施工地域区分	工種区分	対象		
一般交通影響有り (1)-1	[略]	[略]	[略]	[略]
一般交通影響有り (2)-1	[略]	[略]		
市街地 (DID補正) (1)-1	[略]	[略]		
一般交通影響有り (1)-2	[略]	[略]	[略]	[略]
一般交通影響有り (2)-2	[略]	[略]	[略]	[略]
市街地 (DID補正) (1)-2	[略]	[略]	[略]	[略]
山間僻地及び離島	[略]	[略]	[略]	[略]
中山間地域	[略]	[略]	1.0	[略]

※ [略]

別表4～別表6 [略]